



第5章 子ども・子育て支援事業

この章は、子ども・子育て支援事業について、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年7月・閣告159）に基づいて記載しています。

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。



将来像を示す我孫子市基本構想の「地区別構想」に即し、5地区を圏域として設定し、地区別の教育・保育の定員と確保策を設定します。なお、地域子ども・子育て支援事業については、事業の性質上、全市を1圏域として設定するものとします。

- 我孫子地区
- 天王台地区
- 湖北地区
- 新木地区
- 布佐地区

施設一覧（令和元年10月1日現在）

幼稚園・保育園・認定こども園等

地区	施設名	
我孫子	幼稚園	○二階堂幼稚園 ○めばえ幼稚園
	保育園	○寿保育園 ○つくし野保育園 ○アンジェリカ保育園 ○ぼけっとランドあびこ保育園 ○めばえの森保育園 ○あびこ菜の花保育園 ○聖華みどり保育園 ○根戸保育園
	認定こども園	○認定こども園ひかり幼稚園 ○認定こども園つくしの幼稚園
	小規模保育事業所	○あびこ若松保育園 ○我孫子さくらっ子保育園
天王台	幼稚園	○エーデル幼稚園
	保育園	○天王台双葉保育園 ○川村学園女子大学附属保育園 ○天王台さくら保育園 ○東あびこ聖華保育園 ○天王台ななほ保育園 ○ミルキーホーム天王台園
	小規模保育事業所	○びくしーらんど
湖北	幼稚園	○若草幼稚園 ○湖北白ばら幼稚園
	保育園	○湖北台保育園 ○湖北保育園 ○慈絃保育園 ○つばめ保育園
	認定こども園	○恵愛こども園 ○柏鳳保育園 ○認定こども園湖北台幼稚園
新木・布佐	幼稚園	○布佐台幼稚園
	保育園	○双葉保育園 ○禮和保育園
	認定こども園	○布佐宝保育園 ○認定こども園わだ幼稚園

学童保育室

地区	施設名
我孫子	○一小学童保育室 ○四小学童保育室第一・第二 ○根戸小学童保育室第一・第二・第三 ○並木小学童保育室
天王台	○二小学童保育室 ○三小学童保育室 ○高野山小学童保育室第一・第二
湖北	○湖北台西小学童保育室 ○湖北台東小学童保育室 ○湖北小学童保育室
新木	○新木小学童保育室
布佐	○布佐小学童保育室 ○布佐南小学童保育室

あびっ子クラブ

地区	施設名
我孫子	○一小あびっ子クラブ ○四小あびっ子クラブ ○根戸小あびっ子クラブ ○並木小あびっ子クラブ
天王台	○二小あびっ子クラブ ○三小あびっ子クラブ ○高野山小あびっ子クラブ
湖北	○湖北台西小あびっ子クラブ ○湖北台東小あびっ子クラブ ○湖北小あびっ子クラブ
新木	○新木小あびっ子クラブ
布佐	○布佐小あびっ子クラブ ○布佐南小あびっ子クラブ

子育て支援施設

地区	施設名
我孫子	子育て支援センターにこにこ広場
天王台	すくすく広場
湖北	わくわく広場
新木・布佐	すこやか広場

その他 地域子ども・子育て支援施設

施設区分	施設名
短期入所施設	晴香園（松戸市）
病児保育施設	病児・病後児保育施設 <我孫子地区>たんぼぼルーム 病後児保育施設 <新木・布佐地区>こどもデイルームみらい
ファミリー・サポート・センター	<我孫子地区>我孫子市ファミリー・サポート・センター
利用者支援施設	基本型（子育てコンシェルジュ） ・・・市役所保育課・子育て支援センター 母子保健型 ・・・我孫子市保健センター

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出・・・・・・・・

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

以下のとおり、保育園の利用要件である「保育の必要性の事由」について、基準を設けています。

「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること

同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務など）を含む

妊娠、出産

保護者の疾病、障害

同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること

災害復旧

求職活動

- ・起業準備を含む

就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

虐待やDVのおそれがあること

育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

その他

上記に類する状態として市町村が認める場合

長時間（主にフルタイムの就労を想定。）及び短時間（主にパートタイムの就労を想定。）の2区分の保育必要量を設けることとなります。

上記内容に加え、年齢で区分すると認定区分は、次のページのとおりとなります。

教育・保育給付認定（子ども・子育て支援法第19条）

保育園・認定こども園・小規模保育事業所等の利用

	保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	—	
		保育短時間利用（最長8時間）		
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用（最長11時間）	1号認定	教育標準時間利用 （標準4時間）
		保育短時間利用（最長8時間）		

施設等利用給付認定（子ども・子育て支援法第30条の4）

新制度未移行幼稚園・預かり保育・認可外保育施設等の利用

	保育を必要とする		保育を必要としない	
・0～2歳児の 非課税世帯	3号認定	認可外保育施設等利用	—	
・満3歳児（※ 1）の非課税世帯		教育標準時間利用（3～4時間） + 預かり保育利用		
・満3歳児（※ 1）の課税世帯	1号認定		1号認定	教育標準時間利用 （標準4時間）
・3歳児（※2） ～5歳児	2号認定			

（※1）3歳に達した幼児が翌年の4月を待たずに年度の途中から入園した場合。

（※2）満3歳に達する日以降の最初の3月31日を経過した子ども。

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労 (産休・育休含む)	120時間以上		タイプC	タイプE	タイプE	タイプD	
	120時間未満 64時間以上						
	64時間未満		タイプC'				
未就労				タイプD		タイプF	

↑ 保育の必要性あり
 ↑ 保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子又は父子家庭)
 - タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 月 64~120 時間)
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 64 時間未満)
 - タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 月 60~120 時間)
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 64 時間未満)
 - タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
- 育児・介護休業中の人もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」を算出する項目・・・・・・・・

下記の1～11事業については、事業別に前頁の8種類の類型化(タイプA～F)された対象者と、そのニーズを精査し、見込み量の算出を行いました。

【教育・保育】

事業		(認定区分)		対象
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	
	保育認定	認定こども園 保育園		
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定	0～2歳

【地域子ども・子育て支援】

事業		対象
4	時間外保育事業	0～5歳
5	放課後児童健全育成事業	小学1～6年生
6	子育て短期支援事業	1～18歳
7	地域子育て支援拠点事業	0～5歳
8	一時預かり事業 (在園児対象)	3～5歳
	(在園児以外対象)	0～5歳
9	病児保育事業	0～5歳 小学1～6年生
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳 小学1～6年生 中学生～18歳
11	利用者支援事業	子育て中の親子(妊婦含む)

地域子ども・子育て支援事業には、上記以外に、「妊婦健康診査」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」があります。

(3)「量の見込み」の推計方法のステップ・・・・・・・・

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望

○現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から令和6年度まで各年度の見込み量が算出されます。

3 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から18歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の4月1日現在の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	775	759	744	727	711
1歳	828	819	801	786	767
2歳	843	840	830	812	797
3歳	827	848	845	835	817
4歳	967	837	859	856	846
5歳	893	969	838	860	857
6歳	959	894	970	840	862
7歳	1,013	961	896	972	841
8歳	978	1,016	964	899	975
9歳	1,080	985	1,023	971	905
10歳	1,041	1,077	983	1,020	969
11歳	1,111	1,047	1,082	988	1,025
12歳	1,152	1,117	1,053	1,089	994
13歳	1,193	1,155	1,120	1,056	1,092
14歳	1,208	1,197	1,159	1,124	1,059
15歳	1,235	1,213	1,201	1,163	1,128
16歳	1,219	1,235	1,213	1,201	1,163
17歳	1,280	1,219	1,235	1,213	1,201
18歳	1,281	1,306	1,243	1,260	1,237
計	19,883	19,494	19,059	18,672	18,246

※コーホート変化率法：同年又は同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

4 幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育

各圏域別・各認定区分に応じた量の見込みを下記の現状を踏まえ、次頁以降に、年間を通じての量の見込みと確保策を定めました。

該当事業：No.13 市立保育園運営事業

No.16 私立保育園運営費補助金交付事業

【現状】

本市では、平成31年4月時点で保育園（公立3園・私立17園）が20園、幼保連携型認定こども園が3園、幼稚園型認定こども園が4園、私立幼稚園が6園、小規模保育事業所が3事業所あります。入園状況は、過去5年間でみると全体的に保育需要が増加傾向にあり、幼稚園は減少傾向となっています。

【実績（全域）】

平成27年度	新制度未移行幼稚園(5.1現在)	特定教育・保育施設(保育園、認定こども園)(4.1現在)				計
		1号	2号	3号		
	3歳児以上	3歳児以上	3歳児以上	1・2歳児	0歳児	
利用児童数	1,574	0	1,223	666	58	3,521
利用定員	2,915	0	1,231	523	166	4,835
平成28年度	新制度未移行幼稚園(5.1現在)	特定教育・保育施設(保育園、認定こども園) 特定地域型保育事業(小規模保育事業所)(4.1現在)				計
		1号	2号	3号		
	3歳児以上	3歳児以上	3歳児以上	1・2歳児	0歳児	
利用児童数	1,542	4	1,234	710	64	3,554
利用定員	2,915	15	1,279	578	182	4,969
平成29年度	新制度未移行幼稚園(5.1現在)	特定教育・保育施設(保育園、認定こども園) 特定地域型保育事業(小規模保育事業所)(4.1現在)				計
		1号	2号	3号		
	3歳児以上	3歳児以上	3歳児以上	1・2歳児	0歳児	
利用児童数	1,453	8	1,215	776	58	3,510
利用定員	2,915	15	1,318	659	200	5,107
平成30年度	新制度未移行幼稚園(5.1現在)	特定教育・保育施設(保育園、認定こども園) 特定地域型保育事業(小規模保育事業所)(4.1現在)				計
		1号	2号	3号		
	3歳児以上	3歳児以上	3歳児以上	1・2歳児	0歳児	
利用児童数	966	392	1,275	730	49	3,412
利用定員	1,975	477	1,390	665	207	4,714
平成31年度	新制度未移行幼稚園(5.1現在)	特定教育・保育施設(幼稚園、保育園、認定こども園) 特定地域型保育事業(小規模保育事業所)(4.1現在)				計
		1号	2号	3号		
	3歳児以上	3歳児以上	3歳児以上	1・2歳児	0歳児	
利用児童数	670	571	1,338	702	85	3,366
利用定員	1,480	762	1,424	656	197	4,519

※新制度未移行幼稚園の特定教育・保育施設への移行経過

平成30年度：認定こども園（ひかり幼稚園、湖北台幼稚園、つくしの幼稚園）

平成31年度：認定こども園（わだ幼稚園）・幼稚園（湖北白ばら幼稚園）

(1) 全域

【 令和2年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		2,690			1,672	775
量の見込み（A）		984	494	1,197	806	203
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	792	0	1,439	611	185
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	986	494	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	45	12
企業主導型保育事業		0	0	0	4	2
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		1,778	494	1,439	660	199
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		794	0	242	△146	△4
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	109	228	44
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		794	0	351	82	40

※量の見込みの考え方：アンケート調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出。ただし、新木・布佐地区の3号認定（1・2歳）の量の見込みについては、過去5年間の利用児童数の最大時を基準に算定している。

※（1）全域の表中における児童数（推計）は、地区毎にコーホート変化率法により算出した（2）～（5）表中の児童数（推計）を合計した値であるため、p126「3人口の見込み」の値とは一致しません。

【 令和3年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		2,655			1,659	762
量の見込み（A）		970	486	1,181	819	200
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	792	0	1,431	618	186
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	994	486	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	45	12
企業主導型保育事業		0	0	0	4	2
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		1,786	486	1,431	667	200
過不足（C）＝（B）－（A）		816	0	250	△152	0
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	109	231	44
確保後の過不足（C）＋（D）		816	0	359	79	44

【 令和4年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		2,548			1,632	749
量の見込み（A）		934	466	1,132	782	195
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	869	43	1,431	619	184
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	717	423	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	45	12
企業主導型保育事業		0	0	0	4	2
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		1,586	466	1,431	668	198
過不足（C）＝（B）－（A）		652	0	299	△114	3
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	112	233	44
確保後の過不足（C）＋（D）		652	0	411	119	47

【 令和5年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		2,556			1,604	733
量の見込み（A）		936	469	1,136	769	192
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	869	43	1,431	619	184
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	714	426	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	45	12
企業主導型保育事業		0	0	0	4	2
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		1,583	469	1,431	668	198
過不足（C）＝（B）－（A）		647	0	295	△101	6
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	112	233	44
確保後の過不足（C）＋（D）		647	0	407	132	50

【 令和6年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		2,525			1,575	720
量の見込み（A）		923	465	1,121	753	187
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	872	40	1,431	619	184
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	715	425	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	45	12
企業主導型保育事業		0	0	0	4	2
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		1,587	465	1,431	668	198
過不足（C）＝（B）－（A）		664	0	310	△85	11
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	112	233	44
確保後の過不足（C）＋（D）		664	0	422	148	55

(2) 我孫子地区

【 令和2年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,139			690	308
量の見込み（A）		417	223	491	385	103
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	310	0	587	255	85
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	347	223	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	32	6
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		657	223	587	287	91
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		240	0	96	△98	△12
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	54	100	21
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		240	0	150	2	9

【 令和3年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,100			691	302
量の見込み（A）		402	215	474	385	101
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	310	0	587	255	85
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	355	215	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	32	6
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		665	215	587	287	91
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		263	0	113	△98	△10
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	54	100	21
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		263	0	167	2	11

【 令和4年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,082			663	297
量の見込み（A）		396	211	466	370	99
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	310	0	587	255	85
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	359	211	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	32	6
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		669	211	587	287	91
過不足（C）＝（B）－（A）		273	0	121	△83	△8
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	54	100	21
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		273	0	175	17	13

【 令和5年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,080			652	291
量の見込み（A）		395	211	466	364	97
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	310	0	587	255	85
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	359	211	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	32	6
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		669	211	587	287	91
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		274	0	121	△77	△6
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	54	100	21
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		274	0	175	23	15

【 令和6年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,074			641	285
量の見込み（A）		393	210	463	357	95
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	310	0	587	255	85
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	360	210	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	32	6
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		670	210	587	287	91
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		277	0	124	△70	△4
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	54	100	21
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		277	0	178	30	17

(3) 天王台地区

【 令和2年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		823			526	271
量の見込み（A）		298	153	372	204	42
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	0	0	338	164	48
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	117	153	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	13	6
企業主導型保育事業		0	0	0	4	2
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		117	153	338	181	56
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		△181	0	△34	△23	14
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	40	76	9
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		△181	0	6	53	23

※ 1号認定の不足については、市内全域で確保する。

【 令和3年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		837			534	268
量の見込み（A）		303	155	378	207	42
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	0	0	338	164	48
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	115	155	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	13	6
企業主導型保育事業		0	0	0	4	2
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		115	155	338	181	56
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		△188	0	△40	△26	14
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	40	76	9
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		△188	0	0	50	23

※1号認定の不足については、市内全域で確保する。

【 令和4年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		771			548	265
量の見込み（A）		279	143	348	212	41
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	0	0	338	164	48
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	127	143	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	13	6
企業主導型保育事業		0	0	0	4	2
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		△152	143	338	181	56
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		0	0	△10	△31	15
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	40	76	9
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		△152	0	30	45	24

※1号認定の不足については、市内全域で確保する。

【 令和5年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		774			542	263
量の見込み（A）		281	144	350	210	41
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	0	0	338	164	48
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	126	144	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	13	6
企業主導型保育事業		0	0	0	4	2
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		126	144	338	181	56
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		△155	0	△12	△29	15
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	40	76	9
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		△155	0	28	47	24

※1号認定の不足については、市内全域で確保する。

【 令和6年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		779			537	261
量の見込み（A）		282	145	352	208	41
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	0	0	338	164	48
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	125	145	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	13	6
企業主導型保育事業		0	0	0	4	2
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		125	145	338	181	56
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		△157	0	△14	△27	15
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	40	76	9
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		△157	0	26	49	24

※1号認定の不足については、市内全域で確保する。

(5) 湖北地区

【 令和2年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		385			232	100
量の見込み（A）		133	46	199	139	38
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	347	0	332	133	38
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	294	46	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		641	46	332	133	38
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		508	0	133	△6	0
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	0	31	8
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		508	0	133	25	8

【 令和3年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		380			216	97
量の見込み（A）		132	45	196	151	37
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	347	0	332	133	38
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	295	45	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		642	45	332	133	38
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		510	0	136	△18	1
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	0	31	8
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		510	0	136	13	9

【 令和4年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		363			214	94
量の見込み（A）		126	43	187	128	36
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	424	43	332	134	36
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		424	43	332	134	36
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		298	0	145	6	0
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	3	33	8
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		298	0	148	39	8

【 令和5年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		361			206	90
量の見込み（A）		125	43	186	124	35
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	424	43	332	134	36
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		424	43	332	134	36
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		299	0	146	10	1
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	3	33	8
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		299	0	149	43	9

【 令和6年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		339			199	87
量の見込み（A）		117	40	175	119	33
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	427	40	332	134	36
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		427	40	332	134	36
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		310	0	157	15	3
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	3	33	8
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		310	0	160	48	11

(6) 新木・布佐地区・・・・・・・・

【 令和2年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		343			224	96
量の見込み（A）		136	72	135	78	20
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	135	0	182	59	14
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	228	72	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		363	72	182	59	14
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		227	0	47	△19	△6
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	15	21	6
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		227	0	62	2	0

※量見込みの考え方：3号認定（1・2歳）の量の見込みについては、今回のニーズ調査の結果、当地区のアンケートの回収数が低いことから過去5年間の実績と比較した中で乖離が見られたため、過去5年間の利用児童数の最大時を基準に算定している。

【 令和3年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		338			218	95
量の見込み（A）		133	71	133	76	20
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	135	0	174	66	15
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	229	71	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		364	71	174	66	15
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		231	0	41	△10	△5
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	15	24	6
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		231	0	56	14	1

【 令和4年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		332			207	93
量の見込み（A）		133	69	131	72	19
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	135	0	174	66	15
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	231	69	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		366	69	174	66	15
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		233	0	43	△6	△4
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	15	24	6
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		233	0	58	18	2

【 令和5年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		341			204	89
量の見込み（A）		135	71	134	71	19
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	135	0	174	66	15
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	229	71	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		364	71	174	66	15
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		229	0	40	△5	△4
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	15	24	6
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		229	0	55	19	2

【 令和6年度 】

		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		333			198	87
量の見込み（A）		131	70	131	69	18
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育園、認定こども園	135	0	174	66	15
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	230	70	0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	0	0	0
企業主導型保育事業		0	0	0	0	0
認可外保育施設	認証保育園など上記以外の施設	0	0	0	0	0
確保量合計（B）		365	70	174	66	15
過不足・充足（C）＝（B）－（A）		234	0	43	△3	△3
当該年度までに新たに確保する量						
定員の弾力化による確保量（D）		0	0	15	24	6
確保後の過不足・充足（C）＋（D）		234	0	58	21	3

【 今後の方向性 】

人口推計や市民ニーズ調査の結果から、就学前児童数が減少することに伴い、教育保育の量の見込みも減少していく傾向となっています。ただし、地区によっては保育のニーズ量が横ばいとなる傾向が見込まれる地区も出ています。

また、年齢においては全体的に1・2歳児の保育のニーズ量が高く、今後も需要は続くと思われます。そのため、現時点の保育施設の確保量（定員数）では確保が困難であることから施設の有効面積に応じて、待機児童を解消するために引き続き、定員の弾力化を図り、年間を通じて定員の確保を行っていきます。

さらに、市民ニーズ調査の結果、3歳以上の幼児の保育のニーズにおいては、教育を希望する量の見込みが高いことから、幼稚園型認定こども園の2号認定枠の拡大や新制度未移行幼稚園の預かり保育事業の充実により定員の確保を行います。

5 地域子ども・子育て支援事業

事業名は、子ども・子育て支援法に示されている事業名で記載しています。

(1) 時間外保育事業・・・・・・・・

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園等で引き続き保育を実施する事業です。

《実施園》●公立 ○私立（令和元年10月1日時点）

<保育園> … 全園（20園）

●寿保育園 ●湖北台保育園 ●つくし野保育園

○湖北保育園 ○慈絃保育園 ○双葉保育園 ○天王台双葉保育園

○川村学園女子大学附属保育園 ○アンジェリカ保育園 ○つばめ保育園

○禮和保育園 ○ぼけっとランドあびこ保育園 ○めばえの森保育園 ○天王台さくら保育園

○あびこ菜の花保育園 ○聖華みどり保育園 ○東あびこ聖華保育園 ○天王台ななほ保育園

○ミルキーホーム天王台園 ○根戸保育園

<認定こども園> … 全園（7園）

○布佐宝保育園 ○恵愛こども園 ○柏鳳保育園

○ひかり幼稚園 ○湖北台幼稚園 ○つくしの幼稚園 ○わだ幼稚園

<小規模保育事業所> … 全園（3園）

○ぴくしーらんど ○あびこ若松保育園 ○我孫子さくらっ子保育園

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実人数	583	608	630	603	643

（各年度4月末時点）

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	669	661	641	636	625
確保策（B）	669	661	641	636	625
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：アンケート調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出

【 今後の方向性 】

就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされています。こうした需要に対応するため、安心して子育てができる環境を提供していきます。

(2) 放課後児童健全育成事業・・・・・・・・

該当事業：No.20 学童保育室の運営・施設整備

【 概要 】

保護者が就労等により保育ができない小学生を、授業の終了後等に小学校の転用可能教室や学校敷地内施設等において適切な遊びや生活指導等により、健全な育成を図る事業です。

我孫子市では、市内13小学校すべてに学童保育室を設置しており、放課後子供教室（あびっ子クラブ）と一体的な運営を行っています。一体的な運営とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童（学童保育室を利用している児童）を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加でき、安全・安心な居場所を確保することです。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
登録児童数	801	813	860	872	906
1年生	276	272	293	297	295
2年生	191	229	220	224	237
3年生	194	160	179	184	189
4年生	91	109	124	117	125
5年生	34	32	35	32	46
6年生	15	11	9	18	14
定員	1,055	1,015	1,015	1,035	1,035

(各年度5月1日時点)

【 量の見込みと確保策 】

年間を通じての量の見込みと確保策を定めました。

< 全域 >

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1,026	993	985	951	926
1年生	294	276	299	260	267
2年生	323	308	288	313	271
3年生	221	231	219	205	222
4年生	113	104	108	103	96
5年生	41	43	39	41	39
6年生	33	31	32	29	31
確保策（B）	1,035	1,035	1,035	1,035	1,035
差引（B）－（A）	9	42	50	84	109

※量の見込みの考え方：アンケート調査結果から算出した利用意向及び過去5年間分の学童保育利用率（平均利用児童／登録児童数）を総合的に勘案し必要利用人数を算出。

< 各小学校 >

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
我孫子地区	我孫子第一小学校	（延床面積 205 m²）（専用区画面積 163 m²）				
	小学校児童数（人）	527	506	489	467	442
	量の見込み（A）	92	89	89	85	83
	確保策（B）	75	75	75	75	75
	我孫子第四小学校	（延床面積 321.3 m²）（専用区画面積 214.36 m²）				
	小学校児童数（人）	862	860	844	843	823
	量の見込み（A）	189	183	181	175	171
	確保策（B）	140	140	140	140	140
	根戸小学校	（延床面積 267 m²）（専用区画面積 190.84 m²）				
	小学校児童数（人）	855	826	795	762	729
	量の見込み（A）	154	149	148	142	139
	確保策（B）	130	130	130	130	130
	並木小学校	（延床面積 132 m²）（専用区画面積 126.38 m²）				
	小学校児童数（人）	354	337	342	332	310
	量の見込み（A）	62	60	60	58	56
	確保策（B）	80	80	80	80	80

天王台地区	我孫子第二小学校	(延床面積 130 m ²) (専用区画面積 95.66 m ²)				
	小学校児童数 (人)	413	444	476	480	499
	量の見込み (A)	67	64	64	62	60
	確保策 (B)	60	60	60	60	60
	我孫子第三小学校	(延床面積 360.82 m ²) (専用区画面積 245 m ²)				
	小学校児童数 (人)	721	717	747	739	749
	量の見込み (A)	133	129	128	124	120
	確保策 (B)	120	120	120	120	120
	高野山小学校	(延床面積 252 m ²) (専用区画面積 155.42 m ²)				
	小学校児童数 (人)	586	540	515	488	471
	量の見込み (A)	94	91	90	87	85
	確保策 (B)	100	100	100	100	100
湖北地区	湖北台西小学校	(延床面積 121 m ²) (専用区画面積 111.38 m ²)				
	小学校児童数 (人)	291	270	254	225	222
	量の見込み (A)	55	53	52	51	49
	確保策 (B)	70	70	70	70	70
	湖北台東小学校	(延床面積 66 m ²) (専用区画面積 60.38 m ²)				
	小学校児童数 (人)	288	260	236	218	201
	量の見込み (A)	36	35	35	34	33
	確保策 (B)	40	40	40	40	40
	湖北小学校	(延床面積 66 m ²) (専用区画面積 63.19 m ²)				
	小学校児童数 (人)	339	336	340	326	325
	量の見込み (A)	30	29	29	28	27
	確保策 (B)	40	40	40	40	40
新木地区	新木小学校	(延床面積 200 m ²) (専用区画面積 153.24 m ²)				
	小学校児童数 (人)	421	384	378	334	324
	量の見込み (A)	59	57	57	55	53
	確保策 (B)	100	100	100	100	100
布佐地区	布佐小学校	(延床面積 66 m ²) (専用区画面積 60.38 m ²)				
	小学校児童数 (人)	196	189	184	172	161
	量の見込み (A)	35	34	34	33	32
	確保策 (B)	40	40	40	40	40
	布佐南小学校	(延床面積 66 m ²) (専用区画面積 60.38 m ²)				
	小学校児童数 (人)	191	195	195	195	207
	量の見込み (A)	20	19	19	19	18
確保策 (B)	40	40	40	40	40	

※小学校児童数は、平成元年5月1日現在の住民基本台帳を基にした推計（教育委員会資料から）

【 今後の方向性 】

平成30年9月をもって市内全小学校へあびっ子クラブの設置が完了したことから、学童保育室の飽和状態が一部緩和され、一定の効果を得られました。市内東側（湖北地区・新木地区・布佐地区）は登録数が定員数よりも少なく、十分な専用区画が確保されています。

しかしながら、市内西側（我孫子・天王台地区）においては、国の参酌すべき基準を下回る状況が続いています。特に、四小、根戸小、二小が該当しています。また、他の保育室でも定員数より多い人数が入室されることが想定されます。

小学校児童数は、全体で見ると減少傾向にありますが、学校ごとで見ると、児童数が増加傾向の学校（二小、三小、四小）もあります。

学童登録数が定員数を超過する学童保育室においては、入室基準を満たしていることに加えて、常設型のあびっ子クラブが17時まで開設していることを鑑み、家庭状況や配慮が必要な児童等を総合的に判断したうえで受け入れ、弾力的に運営を行います。特に利用人数が多くなる夏休みについては、学校の教室等を借用するなど適切な保育環境の確保に努めます。また、認定こども園や私立幼稚園、私立保育園での小学生の預かり保育を推進します。

(3) 放課後子供教室（あびっ子クラブ）・・・・・・・・

該当事業：No.85 子どもの居場所づくり

【 概要 】

学校や地域、学童保育室と連携しながら学校施設等を利用して、スタッフやサポーター、安全管理員等の見守りの中で自由に遊べる「遊びの場」、地域の方々との交流によりいろいろな事を体験できる「体験・交流の場」として、安全で安心な子どもたちの居場所を提供する事業です。

平成26年7月には、文部科学省と厚生労働省が共同で策定した「放課後子ども総合プラン」及び「次世代育成支援対策推進法」において、すべての児童に対して安全・安心な居場所を確保するため、放課後児童クラブ（本市における学童保育室）との一体型の運営を中心とする計画的な整備を進め、両事業の連携及び拡充を図ること、教育委員会と福祉部局の連携をより一層強化することが示されました。

本市では、平成19年6月に市独自のモデル事業として我孫子第一小学校でスタートし、平成21年からあびっ子クラブと学童保育室の一体的な運営を開始しました。学童保育室の利用者を含めたすべての児童を対象に、学校の敷地内で安全かつ健全に放課後等を過ごすことができる、児童館機能を持った常設型の「あびっ子クラブ」として、平成30年9月には市内全13小学校への設置が完了しました。

市内公立小学校に通学している児童に加えて、市内在住で私立小学校に通学している児童も長期休業期間であれば、自宅近くのあびっ子クラブを利用することができます。

【 今後の方向性 】

すべての児童が安全・安心かつ自由に遊びや勉強ができ、様々な体験や活動を通して異年齢間交流を図ることができる子どもの居場所づくりを推進します。また、施設の長寿命化を図るため維持補修を行います。

(4) 子育て短期支援事業・・・・・・・・

該当事業：No.8 子ども短期入所事業

【 概要 】

保護者が病気や事故、育児疲れ等の一定の事由により子どもの養育が困難となった場合に、一時的に子どもを児童養護施設で預かる事業です。次の2種類があります。

○宿泊

宿泊を伴う利用です。最長7日間の宿泊ができます。

○日帰り・夜間

日帰り又は夜間（午後6時から午後10時まで）の利用です。

《実施園》児童養護施設「晴香園」（松戸市）

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
宿泊	79	60	94	217	—
日帰り・夜間	7	23	44	97	—

(各年度3月末時点)

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	143	142	138	136	134
宿泊	104	103	100	99	97
日帰り・夜間	39	39	38	37	37
確保策(B)	143	142	138	136	134
宿泊	104	103	100	99	97
日帰り・夜間	39	39	38	37	37
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：平成27年度～平成30年度事業の実績から年間平均利用率を算出し、1歳～18歳の人口推計に掛け合わせ利用人数を算出

【 今後の方向性 】

児童養護施設に事業委託し、短期入所用の居室を確保します。

保護者の子育ての負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図るために、サービスを必要としている家庭が制度を利用しやすいように情報提供を行います。

(5) 地域子育て支援拠点事業・・・・・・・・

該当事業：No.4 子育て支援拠点事業

【 概要 】

家庭や地域における子育て機能の低下、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業です。

《実施施設》

子育て支援センター にこにこ広場（我孫子）
すくすく広場（天王台）
わくわく広場（湖北）
すこやか広場（布佐）

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
年間延べ利用人数	75,824	71,652	60,994	62,059	—

(各年度 3 月末時点)

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	62,771	62,052	60,949	59,666	58,383
確保策 (B)	62,771	62,052	60,949	59,666	58,383
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：アンケート調査結果から、家庭類型を精査の上、事業の意向率を算出し、必要利用人数を算出

【 今後の方向性 】

子育て中の親子が気軽に集い、交流する場や育児について相談する場を提供することで、子育て世帯が家庭で孤立することなく、地域で子育てのつながりを作ることができるよう、安心して子育てをできる環境整備に努めます。

(6) 一時預かり事業・・・・・・・・

該当事業：No.6 一時預かり事業

No.18 幼稚園における預かり保育、保護者への経済的支援

No.100 ファミリー・サポート・センター事業の推進〔小学生、病児・病後児援助を除く未就学時のみ〕

【概要】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育園、幼稚園等で一時的に預かる事業です。大きく分けて、次の2種類があります。

- ① 一時預かり（在園児対象）
- ② 一時預かり（在園児以外対象）

一時預かり（在園児対象）

【概要】

ア 1号認定による利用（イ以外が対象）

幼稚園や認定こども園に通う園児（1号認定）を対象に、教育時間の前後や長期休園期間中に一時的に預かりを行うものです。

イ 2号認定による利用（「保育の必要性の認定」を受けた児童が対象）

幼稚園に通う園児（2号認定）を対象に、教育時間の前後や長期休園期間中に預かりを行うものです。

《実施園》●公立 ○私立

<幼稚園・認定こども園> … (11園) 令和元年10月1日現在

- めばえ幼稚園 ○ひかり幼稚園 ○若草幼稚園 ○湖北台幼稚園 ○湖北白ばら幼稚園
- わだ幼稚園 ○二階堂幼稚園 ○エーデル幼稚園 ○つくしの幼稚園 ○布佐台幼稚園
- 布佐宝保育園

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
年間利用人数	48,815	53,404	56,954	54,106	-
幼稚園の在園児による利用	40,192	44,725	46,393	36,175	-
認定子ども園の在園児（1号認定）による利用	0	724	2,071	9,292	-

(各年度3月末時点)

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	76,662	75,721	72,525	72,782	71,898
ア 1号認定による利用	13,478	13,313	12,751	12,796	12,641
イ 2号認定による定期的な利用	63,184	62,408	59,774	59,986	59,257
確保策（B）	76,662	75,721	72,525	72,782	71,898
ア 1号認定による利用	13,478	13,313	12,751	12,796	12,641
イ 2号認定による利用	63,184	62,408	59,774	59,986	59,257
差引（B）-（A）	0	0	0	0	0
ア 1号認定による利用	0	0	0	0	0
イ 2号認定による利用	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：直近5か年の幼稚園及び認定こども園の1号認定の利用者と一時預かり事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、最大の利用率を採用し、幼稚園及び認定こども園の1号認定の利用推計から一時預かり人数を算出

【 今後の方向性 】

幼稚園・認定こども園における一時預かり事業は、1号認定による利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、提供体制を充実していきます。

また、2号認定による利用者についても、多様な保育ニーズの受け皿として提供体制の確保に努めます。

一時預かり事業（在園児以外対象）

【 概要 】

保育園等に通園していなくても、保護者の就労や疾病・出産・看護、育児リフレッシュ等により保育が必要な場合に、保育園・認定こども園において一時的に預かりを行うものです。

《実施園》 ●公立 ○私立

<保育園・認定こども園> … 7園 令和元年10月1日現在

- つくし野保育園 ○恵愛こども園 ○柏鳳保育園 ○川村学園女子大学附属保育園
- アンジェリカ保育園 ○ぼけっとランドあびこ保育園 ○禮和保育園

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間利用人数	8,623	7,955	8,490	8,639	—
保育園の一時預かり（一般型）	3,691	2,527	2,529	2,644	—
ファミリー・サポート・センター事業（未就学時のみ）※病児・病後児援助を除く	4,932	5,428	5,961	5,995	—

（各年度3月末時点）

【 量の見込みと確保策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	8,543	8,445	8,188	8,120	7,985
保育園の一時預かり（一般型）	2,799	2,769	2,685	2,663	2,619
ファミリー・サポート・センター事業（未就学時のみ）※病児・病後児援助を除く	5,744	5,676	5,503	5,457	5,366
確保策（B）	8,543	8,445	8,188	8,120	7,985
その他（保育園、ファミリー・サポート・センター事業利用）	8,543	8,445	8,188	8,120	7,985
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
その他（保育園、ファミリー・サポート・センター事業利用）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：直近5か年の保育園及び認定こども園の2号・3号認定の利用者と一時預かり事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、平成30年度の利用率を採用し、保育園及び認定こども園の2号・3号認定の利用推計から一時預かり人数を算出（ファミリー・サポート・センター事業については、0歳から5歳の人口と利用実績の関係から算出）

【 今後の方向性 】

保育園等を利用していない家庭においても、就労や病気、介護、日常生活上の突発的な事情、育児疲れによる保護者の心理的・心身の負担を軽減することや育児リフレッシュ等を目的に、児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を提供します。

(7) 病児保育事業・・・・・・・・

該当事業：No.7 病児・病後児保育事業

No.100 ファミリー・サポート・センター事業の推進 [病児・緊急対応強化事業のみ]

【 概要 】

保護者の就労などの理由で、家庭での保育や保育園等における集団保育が困難な病気の児童を、医療機関に併設された病児保育施設で一時的に預かります。

また、ファミリー・サポート・センター事業において病気の児童の預かり、病児保育施設への送迎を行います。

《実施施設》

病児・病後児保育施設 たんぽぽルーム（名戸ヶ谷あびこ病院内）

病後児保育施設 こどもデイルームみらい（平和台病院併設）

ファミリー・サポート・センター事業では原則、提供会員の自宅で預かりを行います。また、保護者に代わり病児保育施設への送迎を行います。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
病児・病後児保育施設 及びファミリー・サポ ート・センター事業（病 児・病後児援助）	275	318	353	385	—

（各年度 3 月末時点）

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	306	300	293	286	281
確保策（B）	306	300	293	286	281
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：直近5か年の0歳～11歳の子ども人口と病児保育事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、平均利用率を採用し、子ども人口の推計値に掛け合わせて算出（ファミリー・サポート・センター事業における病児の利用は年度による差が激しく見込がたたないため、病児病後児保育室と合算し表示）

【 今後の方向性 】

利用状況やニーズを踏まえ、引き続き事業関係者との連絡調整及び共通理解を図り、ファミリー・サポート・センター事業の送迎活動とも連携しながら事業を実施します。

(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)・・・

該当事業：No.100 ファミリー・サポート・センター事業の推進〔就学児のみ〕

【概要】

保育園、幼稚園、学童保育、習い事の送迎をはじめ、保育園、幼稚園、学童保育等の開始時間前及び終了時間後の預かりなどに対応するため、子育てを手助けしてほしい方(利用会員)と子育てのお手伝いができる方(提供会員)が会員となり互助活動を行う事業です。ファミリー・サポート・センターのアドバイザーが、それぞれの希望により会員同士を紹介します。

なお、本計画では対象として、病児・病後児の援助、未就学児の援助を除いた事業としています。

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間利用人数	4,151	4,562	5,462	5,392	—

(各年度3月末時点)

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(A)	5,157	4,988	4,937	4,746	4,652
確保策(B)	5,157	4,988	4,937	4,746	4,652
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：直近5か年の6歳～11歳の子ども人口とファミリー・サポート・センター事業の利用者から各年の利用率を算出した上で、平成30年度の利用率を採用し、子ども人口の推計値に掛け合わせて算出

【今後の方向性】

利用会員のニーズが充足されるよう、提供会員の増加に向けた取組を行います。また、提供会員向けの講習や交流会を実施します。

(9) 利用者支援事業・・・・・・・・

該当事業：基本型…No.2 子育て支援サービス利用者へのコーディネート¹の推進
母子保健型…妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供するため、
子育て包括支援センターを設置し、専門的な支援を行っています。

【概要】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業です。なお、利用者支援事業には2つの形態があります。

- ・基本型・・・主として、地域子育て支援拠点等身近な場所で、日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施する事業
- ・母子保健型・・・主として、市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で実施する事業

《実施施設》基本型・・・保育課、子育て支援センター
母子保健型・・・保健センター

【現状】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
設置箇所（基本型）	2	2	2	2	2
設置箇所（母子保健型）	1	1	1	1	1

（各年度4月1日時点）

【量の見込みと確保策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	3	3	3	3	3
基本型	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1
確保策（B）	3	3	3	3	3
基本型	2	2	2	2	2
母子保健型	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：事業の性質から現状及び今後の方向性を踏まえ算出

【今後の方向性】

基本型では、教育・保育施設や地域子育て支援事業等の利用に対する相談業務、保育資源・保育サービスの情報収集・提供業務に取り組みます。

また、母子保健型では、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行います。

(10) 妊婦健康診査事業 ●●●●●●●●

該当事業：No.41 妊婦・乳児健康診査

【 概要 】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。市が妊婦健康診査費用の一部を助成します。

回数：妊娠期 14 回

利用方法：母子健康手帳発行時に別冊として受診券を交付し、医療機関等で実施した健診項目について、市が費用を助成します。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
受診対象者数	888	770	784	771	—
健診回数（延べ）	10,490	9,048	9,223	9,261	—

（各年度 3 月末時点）

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み 受診対象者数	765	749	734	717	701
健診回数（延べ）	8,951	8,764	8,588	8,389	8,202
確保策（実施体制）	実施場所：県内契約医療機関・県外契約医療機関 契約外医療機関の場合は、申請により償還払い 検査項目：診察・計測・血圧、尿化学検査、血液型、梅毒血清反応検査、貧血、血糖、不規則抗体、B 型肝炎、風疹、クラミジア抗原、C 型肝炎、経膈超音波、HTLV-1 抗体、B 群溶連菌				

※量の見込みの考え方：

受診対象者数：0 歳人口の推計×出現率（出生数／妊娠届）（平成 27 年度から平成 30 年度の出生数と妊娠届から算出）

健診回数（延べ）：上記で算出した受診対象者数×一人当たりの平均健診回数（平成 27 年度から平成 30 年度の受診対象者数と健診回数（延べ）から算出）

【 今後の方向性 】

妊娠期には早産、流産、妊娠中毒症等の予防や経過観察が必要であり、医療機関において定期的に妊婦健康診査を受け、常にその健康状態を把握する必要があるため、今後も実施します。

我孫子市では、産後うつ等の予防等を図るため、平成 29 年 4 月よりおおよそ産後 2 週間と 1 か月の出産後間もない時期のメンタルチェックを含めた産婦健康診査を行っています。今後も引き続き、産後のお母さんの心身の健康への支援を行います。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業・・・・・・・・

該当事業：No.44 新生児・妊産婦等訪問指導事業

【 概要 】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師及び保健師が訪問し、養育環境等の把握や子育て支援に関する情報提供、個別相談に応じ必要な助言や養育環境等の把握を行う事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
年間延べ訪問件数	795	742	715	733	—

(各年度 3 月末時点)

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	775	759	744	727	711
確保策（実施体制）	実施体制 委託助産師及び保健師 7 人、常勤保健師 8 人 実施機関 保健センター				

※量の見込みの考え方：前年の 15 歳から 49 歳の女性の人口に直近 5 年間の 0 歳から 1 歳の平均変化率を乗じて出生数を算出して量の見込みとして算出

【 今後の方向性 】

育児不安を抱える人が増えていると言われる現在、保護者が適切に不安に対処し、安心して子育てができるよう専門的な支援や助言を行うために、本市では助産師及び保健師が訪問しています。引き続き助産師及び保健師の確保と、家庭訪問技術の向上のための研修を継続して実施し、全戸訪問に努めます。また、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会との連携を図ります。

(12) 養育支援訪問事業・・・・・・・・

該当事業：No.1 子ども総合相談の推進

【 概要 】

家庭における適切な養育の実施を確保するため、養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。

【 現状 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
年間延べ派遣世帯数	4	5	3	11	—

(各年度 3 月末時点)

【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	6	6	6	6	6
確保策 (B)	6	6	6	6	6
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

※量の見込みの考え方：直近 4 か年の事業の実績から年間平均利用人数を算出し、利用人数を算出

【 今後の方向性 】

関係機関との情報共有を行うことで支援が必要な家庭を把握し、速やかに支援につなげます。また、相談支援や育児・家事援助を行うことで、家庭の抱える養育上の課題の解決、軽減を図ります。

(13) 要保護児童対策地域協議会・・・・・・・・

該当事業：No.81 子ども虐待防止・援助活動の推進

【 概要 】

要保護児童対策地域協議会は、保護者のいない児童、保護者に監護させることが不
適当であると認められる児童、保護者の養育の支援が特に必要と認められる児童又は
出産後の養育について出産前の支援が特に必要な妊婦へ適切な支援を図るために、必
要な情報の交換を行うとともに支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行
います。

【 現状 】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間開催回数	38	31	46	38	47
要保護児童対策 地域協議会代表者 会議	2	2	2	2	2
要保護児童対策 地域協議会実務者 会議	12	12	12	12	12

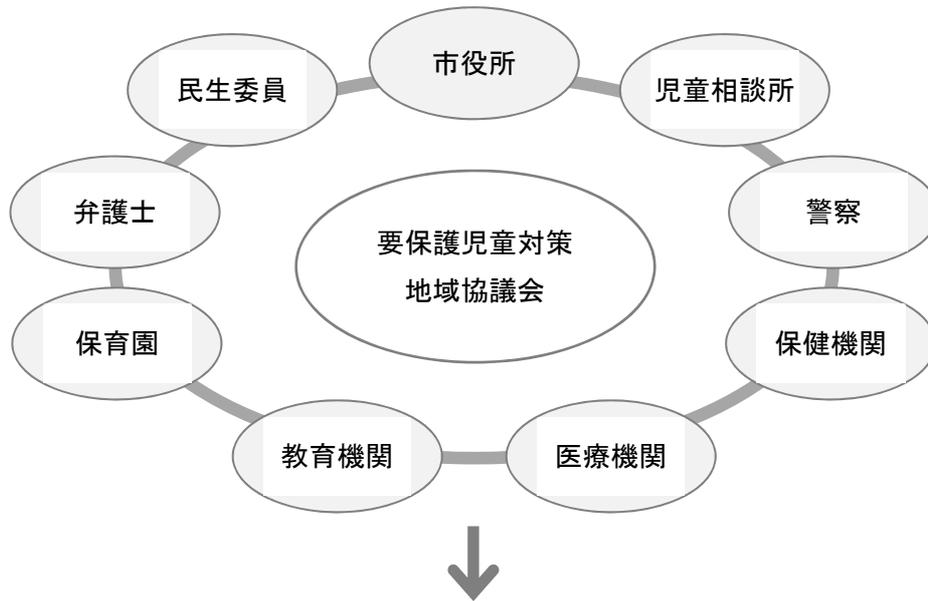
【 量の見込みと確保策 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み					
要保護児童対策 地域協議会代表者 会議	2	2	2	2	2
要保護児童対策 地域協議会実務者 会議	4	4	4	4	4
確保策（実施体制）					
要保護児童対策 地域協議会代表者 会議	2	2	2	2	2
要保護児童対策 地域協議会実務者 会議	4	4	4	4	4

【 今後の方向性 】

要保護児童対策地域協議会については、関係機関との連携を強化するとともに、関
係機関のスキルアップを図ります。随時個別支援会議を行い、関係機関との情報共有、
支援方針の共通認識を図ります。

要保護児童対策地域協議会



*** 三層構造 ***

代表者会議

- ・関係機関の代表者から構成され、連携のための合意確認を行う。
- ・我孫子市では年2回開催

実務者会議

- ・実際に活動する実務者が子どもに関する情報共有、支援方針の決定（進行管理）、連携強化を行う。
- ・我孫子市では年4回開催

個別支援会議

- ・子どもに直接関わっている担当者等により、具体的な支援の内容等を検討
- ・適時開催

※要保護児童対策地域協議会とは

児童福祉法第25条の2第1項に規定されている協議会です。

虐待を受けている子どもをはじめとする保護や支援が必要な子どもを早期発見し、適切な保護、支援を図るために、適切な連携の下でその子ども等に関する情報や考え方を共有し、支援の内容を協議する機関です。

本市では子ども虐待等防止対策地域協議会として設置運営しています。

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・・・・・・

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び幼稚園（未移行）における食材費（副食材料費）に対して助成する事業です。

今後も適切に実施していきます。

(15) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業・・・・・・・・

新規参入施設等への巡回支援

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者（以下「新規参入事業者」）に対して、事業経験のある者（例：保育士OB等）を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業です。

認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

①及び②について、現在、我孫子市では該当がありませんが、今後、状況にあわせて適切に実施していきます。

6 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- ・認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知します。
- ・幼稚園及び保育園から認定こども園への移行に必要な支援を行います。
- ・認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携を推進します。
- ・認定こども園、幼稚園及び保育園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながることから、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携により、切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。
- ・保育士の人材確保対策の充実など、保育の質の担保・向上を図るとともに、国等の動向を踏まえ、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの活用を推進していきます。
- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、当該幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を推進していきます。
- ・幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。そのため、この新たな給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めます。

7 基本指針に基づく任意記載事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保 ●●

- ・保護者が、産休・育休明けの入園を希望する時期に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行い円滑に職場復帰ができるよう支援するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。
- ・次世代育成支援対策推進法が令和7年3月までの10年間の時限立法として延長され、地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進することとしていることから、特定事業主行動計画^{*}を推進し、一般事業主行動計画の策定を推進します。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策との連携 ●●

児童虐待防止の充実

- ・発生予防から早期発見、早期対応
- ・子どもの保護及び支援
- ・保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策
- ・福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関の連携

母子家庭・父子家庭の自立支援の推進

- ・子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策から、総合的な自立支援を推進

障害児施策の充実等

- ・障害児等特別な支援が必要な子どもに対して、保健、医療、福祉、教育等の各種施策を体系的かつ円滑に実施

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携 ●●

- ・仕事と家庭の調和の実現のために、地域の企業、民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、「ワーク・ライフ・バランス」施策を推進します。
- ・広域的な観点から認定こども園や保育園の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援施策を展開します。

